

経営規模等評価申請書

記入要領

総合評定値請求書

沖縄県版（R8.5月改訂版）

※R8.7.1申請より適用

沖縄県土木建築部技術・建設業課

目 次

1. 経営事項審査とは

(1) 経営事項審査制度について	1
(2) 公共工事と経営事項審査の関係について	1
(3) 建設業者と経営事項審査の関係について	1
(4) 経営事項審査の有効期間について	2
(5) 経営事項審査申請手続について	2
(6) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の発行について	3
(7) 結果通知書の重要性について	3
(8) 経営規模等評価申請及び総合評定値請求の手数料について	3
(9) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の閲覧について	4
(10) 再審査申請について	4
(11) 経営事項審査手続きの流れ	4
【登録経営状況分析機関一覧（令和7年1月現在）】	5

2. 経営規模等評価申請書の記入例

(1) 経営規模等評価申請書記入例	6
(2) 経営規模等評価申請書作成上の注意	8
(3) 経営事項審査に係る完成工事高の確認方法について	13
(4) 工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高記入例	15
(5) 工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高作成上の注意	17
(6) その他の審査項目（社会性等）記入例	23
(7) その他の審査項目（社会性等）作成上の注意	24
(8) 技術職員名簿記入例	43
(9) 技術職員名簿作成上の注意	44

3. 申請に必要な提出書類・提示書類

(1) 提出・提示書類一覧	50
(2) 提出部数	53

4. その他留意事項

(1) 決算期変更があった場合	58
(2) 「審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係」の期間計算	59
(3) 合併・譲渡・分割等の場合	60
技術職員コード表（有資格区分コード）	61
技術職員コード表（業種コード）	66
市町村コード及び管轄の土木事務所一覧	67
《申請書提出先及び問い合わせ窓口》	68
《申請書販売窓口》	68
業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方	69

1 経営事項審査とは

(1) 経営事項審査制度について

経営事項審査制度とは、決算期末における建設業者の経営状況、経営規模、技術的能力等の客観的事項について行われる企業評価制度であり、昭和36年の建設業法の改正により法制化されたものです（建設業法第27条の23）。

経営状況分析については、国土交通大臣の登録を受けた登録経営状況分析機関において審査されます。また、経営規模等については、沖縄県土木建築部で審査を行っています。

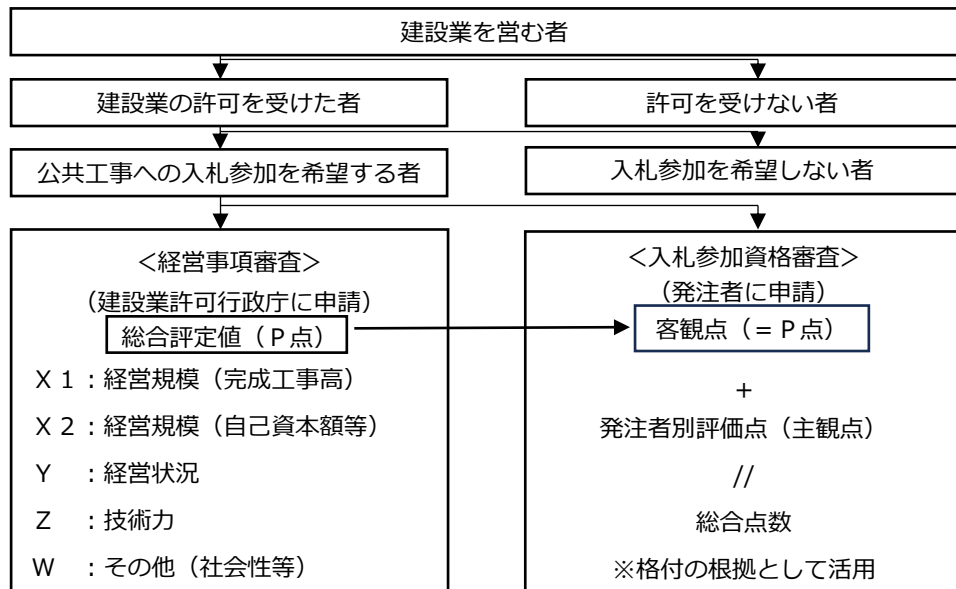
(2) 公共工事と経営事項審査の関係について

一定の公共性のある施設または工作物に関する建設工事を発注者から直接請け負うことを希望する建設業者は、経営事項審査を受けておく必要があります（建設業法施行令第27条の13、建設業法施行規則第18条）。

また、経営事項審査の結果通知書には有効期間があり（審査基準日より1年7ヶ月間）、有効期間を切らさないように毎年審査を受け、結果通知書を更新していく必要があります。

(3) 建設業者と経営事項審査の関係について

建設業者と経営事項審査、入札参加資格審査の関係を図示すると次のようになります。



【総合評定値の算出方法】

$$\text{総合評定値 (P)} = \frac{0.25(X1) + 0.15(X2) + 0.2(Y) + 0.25(Z) + 0.15(W)}{5}$$

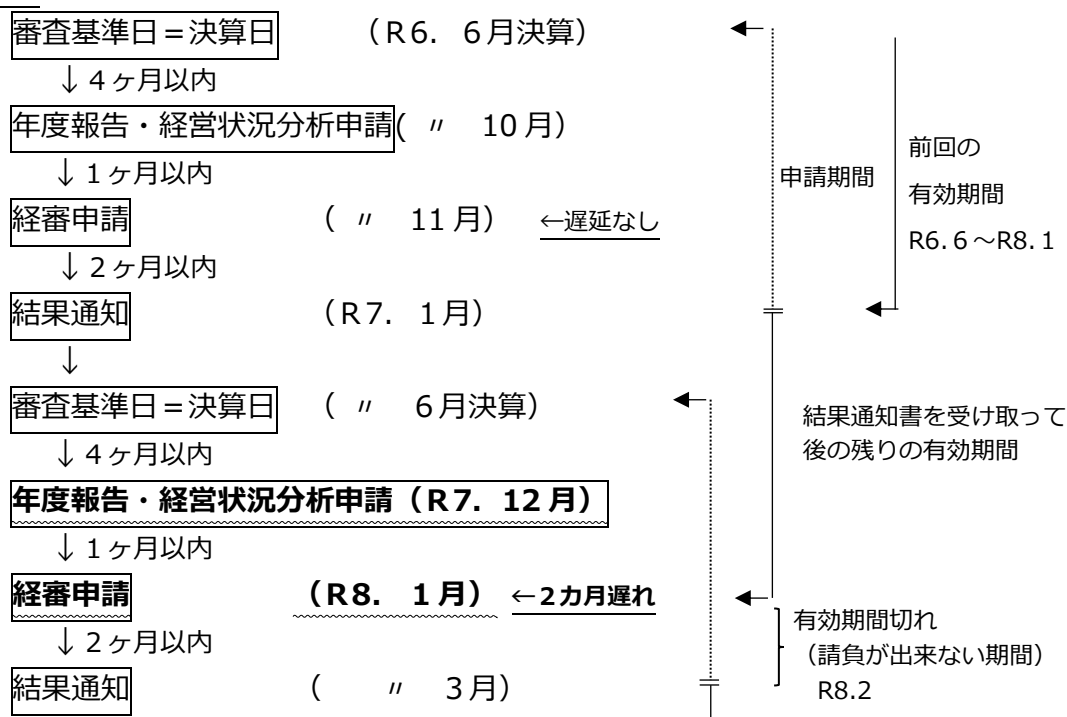
注) なお、X1、X2、Y、Z、Wについては別途算出法が指定されているため、単純に実数値を算入しても総合評定値を算出することはできません。

(4) 経営事項審査の有効期間について

経営事項審査の有効期間（審査基準日より1年7ヶ月）が切れていると、公共工事を請け負うことができません。従って、毎年、経営事項審査を受ける必要があります。

下の例は、6月決算の会社で2年目の経審申請が2ヶ月遅れた場合です。

例.



この場合、2年目の経審申請がR8.1月となったため、結果通知書の発行が3月となり、公共工事を請け負うことのできない期間（R8.2月）が生じた例です。

※公共工事を請け負うためには、単に経営事項審査の申請を行うだけではなく、結果の通知を受けていなければなりません。結果通知書が届くまでの時間的余裕を十分見込んだ上で、早めに申請してください。

(5) 経営事項審査申請手続について

最初に、登録経営状況分析機関で経営状況（Y）の審査を受けて、経営状況分析結果通知書の交付を受けてください。その後、経営規模等評価申請書・総合評定値請求書を提出することになります。提出先は、所轄の土木事務所になります。

申請の際、事前予約が必要な窓口もありますので、申請書提出先へお問い合わせください。

※経営状況分析の申請手続については、登録経営状況分析機関へお問い合わせください（5ページ参照）。

(6) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の発行について

申請書を受理してから60日以内に結果通知書を簡易書留郵便にて発送します。申請後2ヶ月経っても結果通知書が送付されていない場合は、沖縄県技術・建設業課（TEL098-866-2374）まで問い合わせください。

※受付後に順番に審査を行い、確認・追加資料の提出等が必要であれば担当者から御連絡させていただきます。

※時間的余裕を十分見込んだ上で、早めに申請してください。期間の短縮には一切応じられませんので、予めご了承ください。

(7) 結果通知書の重要性について

結果通知書の再発行はできませんので、大切に保管してください。

※万一、結果通知書を紛失した場合は、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書証明願を手数料（県証紙400円）と一緒に技術・建設業課に提出してください。原本証明を交付します。

(8) 経営規模等評価申請及び総合評定値請求の手数料について

①経営規模等評価の申請と総合評定値の請求を同時に行う場合

8,500円+受審1業種につき2,500円を乗じた額を加算した額

例：2業種の申請・請求を行う場合

8,500円+2,500円×2業種=13,500円

②経営規模等評価の申請のみを行う場合

8,100円+受審1業種につき2,300円を乗じた額を加算した額

例：2業種の申請を行う場合

8,100円+2,300円×2業種=12,700円

③総合評定値の請求のみを行う場合

400円+受審1業種につき200円を乗じた額を加算した額

例：2業種の請求を行う場合

400円+200円×2業種=800円

④手数料は、県証紙を審査手数料証紙貼付書に貼り付けて納付してください。

（R2.4.1からの都道府県経由事務の廃止により、大臣許可業者の申請は受け付けておりません。）

(9) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の閲覧について

ホームページ（アドレス <http://www.ciic.or.jp>）にて全国の業者の結果通知書

を閲覧することができるほか、各土木事務所にて所轄の業者の結果通知書を閲覧することができます。

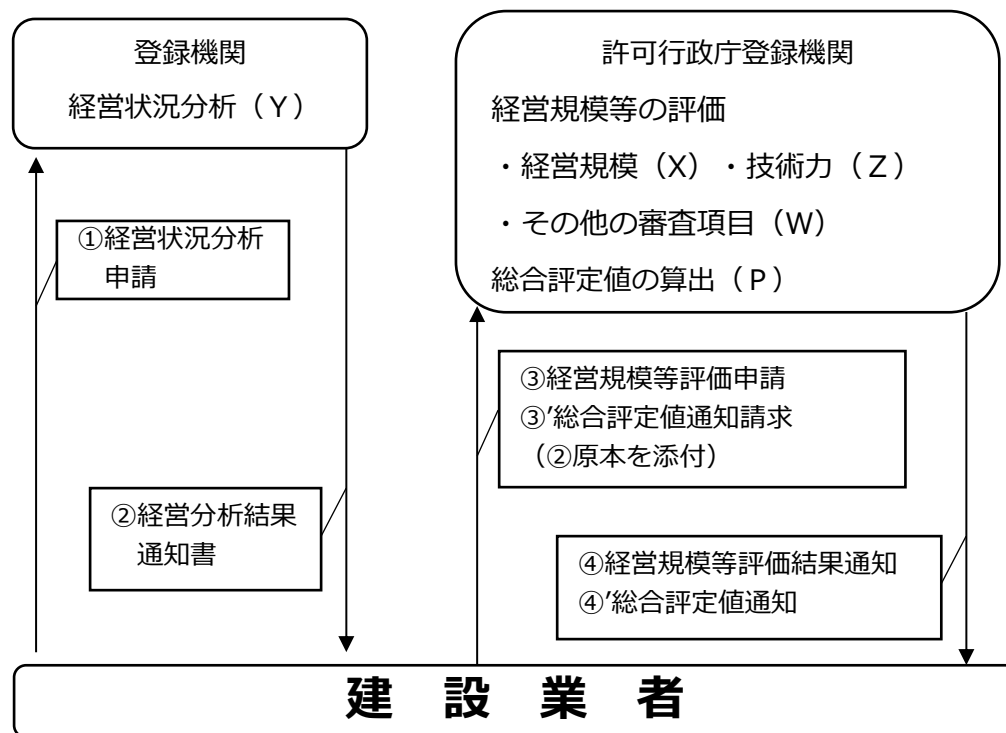
(10) 再審査申請について

経営事項審査の結果について異議がある場合は、通知書を受け取ってから30日以内に、経営規模等評価再審査申立書（様式第二十五号の十一）を提出してください。なお、経営事項審査は県の担当者と直接面談により行い、双方納得の上で審査を行っているため、再審査は単なる電算処理上のミスによる修正以外は応じていません（申請者側の申請誤りによるものは再審査の対象とはなりません）。当初資料がなく、後から追加するといったことは認められません。申請にあたっては、書類に不足がないかしっかり確認してください。

◆◆提出書類に虚偽の記載をして提出すると罰せられます◆◆

建設業法（昭和24年法律第100号）第50条第1項第4号の規定に基づき、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられます。

(11) 経営事項審査申請手続きの流れ



(注) 経営状況分析を受ける前に、年度報告（決算変更届）を県に提出しておく必要があります

【登録経営状況分析機関一覧（令和7年1月現在）】

登録 番号	機関の名称	事務所の所在地	電話番号
1	(一財)建設業情報管理センター (本部) (西日本支部)	東京都中央区築地 2-11-24 大阪府大阪市中央区上町 A 番 12 号 上町ビル9階	03-6661-6663 06-6767-2801
2	(株)マネージメント・データ・リサーチ	熊本県熊本市中央区京町 2丁目2-37	096-278-8330
4	ワイズ公共データシステム(株)	長野県長野市田町 2120-1	026-232-1145
5	(株)九州経営情報分析センター	長崎県長崎市今博多町 22	095-811-1477
7	(株)北海道経営情報センター	北海道札幌市白石区東札幌 一条 4-8-1	011-820-6111
8	(株)ネットコア	栃木県宇都宮市鶴田町 2-5- 24	028-649-0111
9	(株)経営状況分析センター	東京都大田区大森西 3-31-8	03-6665-1008
10	経営状況分析センター 西日本(株)	山口県宇部市北琴芝 1-6-10	0836-38-3781
11	(株)N K B	福岡県北九州市小倉北区重 住 3-2-12	093-982-3800
22	(株)建設業経営情報分析センター	東京都立川市柴崎町 2-17-6	042-505-7533

「自己資本額」を「2期平均」で申請する。
 場合は、表内のコラムに2期分の自己
 資本額を記入する。千円未満は切り捨て

自己資本額 項番
 1 7 3 5 10 13
 1 7 0 0 0 1 2 3 4 0 0 (千円) 2 (1. 基準決算
 2. 2期平均)

千円単位で右詰めで記入し、
 空位のコラムは空白でよい。

基準決算	1 1 1 0 0 0 (千円)
直前の 審査基準日	1 3 5 8 0 0 (千円)

利益額 (2期平均) 1 8 3 5 10 13
 1 8 0 0 0 4 9 7 2 6 (千円) 利益額 (利払前税引前償却前利益)
 = 営業利益+減価償却実施額

利益額の2期平均を記入
 千円未満は切り捨て

審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度
営業利益 5 5 6 0 0 (千円)	営業利益 3 9 9 8 3 (千円)
減価償却 実施額 1 5 5 0 (千円)	減価償却 実施額 2 3 2 0 (千円)

別紙二「技術職員名簿」に記載された技術職員の合計数を記入

技術職員数 1 9 3 5 2 0 (人)

登録経営状況分析機関番号 2 0 3 5 1 0 0
 経営状況分析を受けた機関の名称
 ○○○登録経営状況分析センター

経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関の登録番号を記入する。
 空位のコラムには「0」を記入する。

工事種別完成工事高、工事種別元請完成工事高については別紙一による。
 技術職員名簿については別紙二による。
 その他の審査項目（社会性等）については別紙三による。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記載すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	平成 年 月 日
再審査を求める事項	再審査を求める理由

再審査の申請の場合のみ記入する。
 通常の申請の場合は記入しない。

連絡先 この申請書又は添付書類を作成した者、その他この申請の内容に係る質問に回答できる者の氏名、電話番号等を記入すること。

所属等 営業第1課 氏名 沖縄 二郎 電話番号 098-866-2384
 ファックス番号 098-866-2399

※各コラムに金額・数値等を記入した根拠について、確認できる資料を全て提出してください。

(2) 経営規模等評価申請書作成上の注意

0 4 「審査基準日」の欄は、審査の申請をしようとする日の直前の事業年度の終了の日（別表の分類のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日）を記入し、例えば審査基準日が令和7年3月31日であれば、0 7年0 3月3 1日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

※審査の申請をしようとする日の直前の事業年度の終了の日

(例：R8.1.23 に申請する場合、R7.8.31基準日は可、R6.8.31基準日は不可)

0 5 「申請等の区分」の欄は、次の表の分類に従い該当するコードを記入すること。

コード	申請等の種類
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

0 6 「処理の区分」の欄の左欄は次の表の分類に従い該当するコードを記入すること。

コード	処理の種類
0 0	1 2ヶ月ごとに決算を完結した場合 (例) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度について申請する場合
0 1	6ヶ月ごとに決算を完結した場合 (例) 令和6年10月1日から令和7年3月31日までの事業年度について申請する場合
0 2	商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 (例1) 合名会社から株式会社への組織変更に伴い令和6年10月1日に当該組織変更の登記を行った場合で令和7年3月31日に終了した事業年度について申請するとき (例2) 申請に係る事業年度の直前の事業年度が令和6年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により令和6年12月31日に終了した事業年度について申請するとき
0 3	営業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合（例）令和6年10月1日に会社を新たに設立した場合で令和7年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき
0 4	営業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 (例) 令和6年10月1日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（令和7年3月31日）より前の日（令和6年11月1日）に申請するとき

また、「処理の区分」の右欄は、次の別表の分類のいずれかに該当する場合は、同表の分類に従い、該当するコードを記入すること。

(別 表)

コード	処 理 の 種 類
1 0	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
1 1	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
1 2	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
1 3	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わったと認められる日を審査基準日として申請するとき
1 4	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
1 5	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
1 6	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合
1 7	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
1 8	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
1 9	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
2 0	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
2 1	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者（連結子会社）として認定を受けて申請する場合
2 2	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合

0 7 「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

08 「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はパのように1文字として扱う。なお、株式会社等法人の種類を表す略文字や”・”について、フリガナは記入しないこと。

ケ ン チ ヨ ウ グ ミ □ □ □
 ↑ ↑
 (株) や (有) のフリガナは 濁音又は半濁音を表す文字は
 記入しない 1文字として記入する

09 「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いて、記入すること。

(例 (株) 県庁組)
 県庁組(有))

種類	略号	種類	略号	種類	略号
株式会社	(株)	合資会社	(資)	協同組合	(同)
特例有限会社	(有)	合名会社	(名)	協業組合	(業)
企業組合	(企)	合同会社	(合)		

10 「代表者又は個人の氏名のフリガナ」及び11 「代表者名又は個人の氏名」の欄は、姓と名の上に1カラム空けて記入すること。

ケ ン チ ヨ ウ □ タ ロ ウ
 県 庁 □ 太 郎 □ □ □ □

12 市町村コード表から該当するコードを記入すること。

市町村コード表

市町村名	コード	市町村名	コード	市町村名	コード
那覇市	47201	今帰仁村	47306	渡嘉敷村	47353
宜野湾市	47205	本部町	47308	座間味村	47354
石垣市	47207	恩納村	47311	粟国村	47355
浦添市	47208	宜野座村	47313	渡名喜村	47356
名護市	47209	金武町	47314	南大東村	47357
糸満市	47210	伊江村	47315	北大東村	47358
沖縄市	47211	読谷村	47324	伊平屋村	47359
豊見城市	47212	嘉手納町	47325	伊是名村	47360
うるま市	47213	北谷町	47326	久米島町	47361
宮古島市	47214	北中城村	47327	八重瀬町	47362
南城市	47215	中城村	47328	多良間村	47375
国頭村	47301	西原町	47329	竹富町	47381
大宜味村	47302	与那原町	47348	与那国村	47382
東村	47303	南風原町	47350		

例)

● 審査基準日 令和6年12月31日 (6ヶ月)

前回基準日 令和6年6月30日

前々回基準日 令和5年6月30日

● 営業利益 (様式第一六号損益計算書より)

審査基準日 1,000 千円

前回基準日 2,000 千円

前々回基準日 3,000 千円

換算方法

審査対象事業年度

①1,000千円 + ②2,000千円×6ヶ月/12=2,000 千円

前年度対象年度

②2,000千円×6ヶ月/12 + ③3,000千円×6ヶ月/12=2,500 千円

減価償却費も同じ計算になります。

年度報告の損益計算書の減価償却費で換算できる場合はその値を用い、年度報告の値から換算できない場合は、税務申告書類から換算することになります。

※前期の数字が異なる場合 (分析センターHP より抜粋)

例) 今期が9ヶ月の場合

■ 経営状況分析の換算方法 ■

今期は前期から「12分の3」受け取り、前期は「12分の12」のまま変更なし。

■ 経営事項審査の換算方法 ■

今期は前期から「12分の3」受け取り、前期は「12分の9」となり前々期から「12分の3」受け取る。

1 9 「技術職員数」の欄は、別紙二で記入した技術職員の人数の合計を記入すること。

(3) 経営事項審査に係る完成工事高の確認方法について

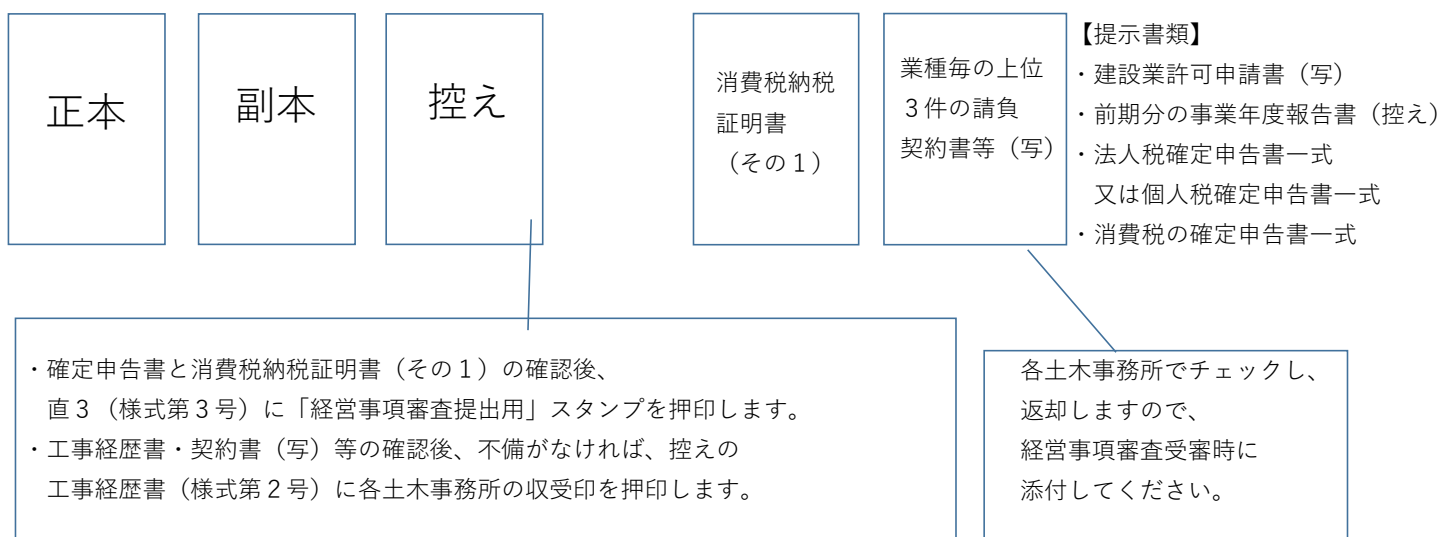
1. 確認手順

		申請者	各土木事務所	技術・建設業課
1	年度報告提出時	年度報告を提出の際、様式第2号工事経歴書の確認書類として、各土木事務所担当に請負代金上位3件の契約書(写)、又は「注文書及び請書」(写)を持参してください。	各土木事務所で工事経歴書の内容を確認し、申請者が持参した請負代金上位3件の工事に対する契約書(写)等をチェックし、不備がなければ、控えの工事経歴書に収受印を押します。 ※年度報告時に必要な書類が確認できなければ、控えの工事経歴書に各土木事務所の収受印は押印しません。 ※工事経歴書の内容に不備がある場合も控えの工事経歴書に収受印は押印しません。	
2	経審一次審査	経審申請時には、各土木事務所の収受印が押印された工事経歴書(写)と年度報告でチェック済の請負代金上位3件の契約書(写)等を提出してください。	各土木事務所の収受印が押印された工事経歴書と確認済の上位3件の請負契約書(写)等の提出があるか確認します。	
3	経審二次審査	技術・建設業課から問い合わせがあった場合は、対応をお願いします。		経審の技術・建設業課での二次審査については、提出された工事経歴書と契約書等の照合を行い、不備等があれば、申請者に直接連絡をします。

○経審の一次審査の効率化のために行っていますので、不備等はできるだけ年度報告提出時に解決するようにしてください。

2. 年度報告提出時における必要書類

正本1部、副本1部、控1部、消費税納税証明書、工事経歴書記載の上位3件の請負契約書(写)

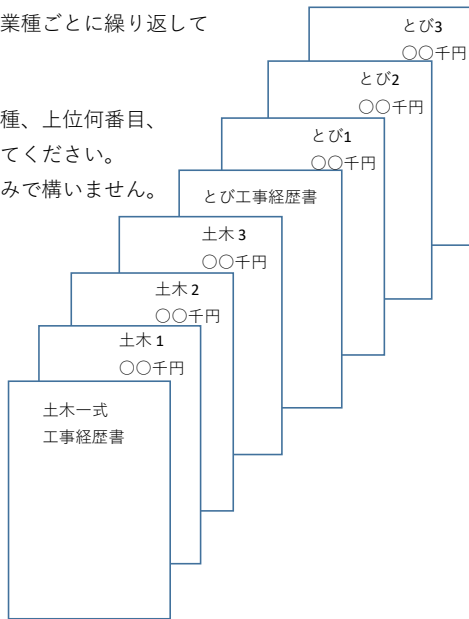


3. 経営事項審査提出時の工事経歴書と上位3件の契約書の編纂方法について

例1) 土木一式ととび土工を受審する場合の編纂方法

工事経歴書の後ろに請負代金上位1~3件の契約書(写)等を添付し、業種ごとに繰り返して編纂してください。

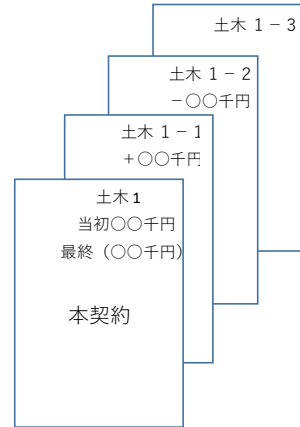
契約書写しの右上には業種、上位何番目、請負金額(税抜)を記載してください。
※免税業者の場合は、税込みで構いません。



例2) 変更契約がある場合

本契約書の右上に当初の請負契約額(税抜き)を記載し、括弧書きで変更契約後の最終金額も記載してください。

本契約の後ろに変更契約書を添付してください。変更契約には枝番を記載し、増減+-と税抜きの変更請負額を記入して下さい。



4. JV、進行基準の場合の工事経歴書記載例及び契約書等の編纂方法について

工 事 経 歴 書

(建設工事の種類) 土木一式 工事 (税込・税抜)

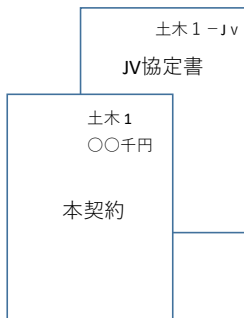
注 文 者	元請 又は 下請 の別	JV の別	工 事 名	工事現場のある 都道府県及び 市区町村名	配 置 技 術 者		請 負 代 金 の 額	工 期		
					氏 名	主任技術者又は監理技術者 の別 (該当箇所)に印を記載)		着 工 年 月	完成又は 完成予定年月	
沖縄県	元請	JV	R3年○○橋橋梁工事	那覇市	泉崎一郎	主任技術者	レ	うち、 ・PC ・法面処理 ・鋼橋上流	令和1年12月	令和3年1月

共同企業体(JV)として行った工事については、JVの別にJVと記載し、施工割合(%)を記載してください。

工期がまたがる場合は、全体の契約額を下部に記載し、当期に計上する額は括弧書きにしてください。

例3) JVの場合

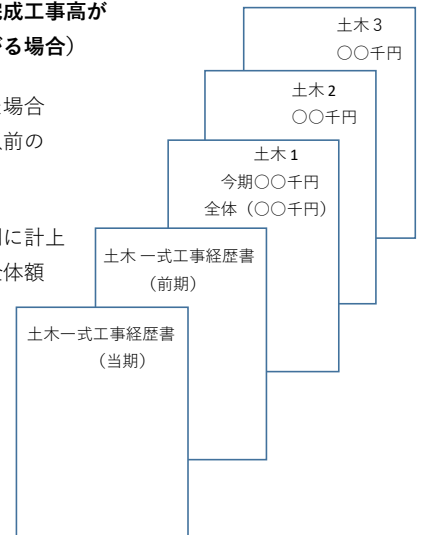
本契約の後ろにJV協定書(工事名及び出資比率が確認できるもの)を添付してください。



例4) 請負代金上位3件の中に進行基準による完成工事高が含まれている場合(工期が2期以上にまたがる場合)

前期以前に当該工事の完成工事高を計上した場合
当期の工事経歴書の後ろに、計上された前期以前の
工事経歴書を添付してください。

工期がまたがる場合は、契約書の右上に当期に計上
する金額(税抜)を記載し、括弧書きで契約全体額
(税抜)を記載して下さい。



(4) 工事種別別完成工事高・工事種別別元請完成工事高記入例

別紙一

記入すべき金額は千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

(用紙A4)
2 0 0 0 2

消費税免税事業者は、「免税事業者につき税込」と余白に記載すること。

工事種別別完成工事高
工事種別別元請完成工事高

右詰めで記入し、空位のカラムを「0」で埋めること。

「審査対象事業年度」は12ヶ月になるように記入すること。

項番 3 1	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 0 5 年 0 1 月 至 0 6 年 1 2 月	審査対象事業年度 自 0 7 年 0 1 月 至 0 7 年 1 2 月	計算基準の区分 2 (1.2年平均 2.3年平均)
業種コード 3 2 0 1 0	完成工事高(千円) 0 2 3 4 0 0	元請完成工事高(千円) 0 2 0 0 0 0	完成工事高(千円) 0 3 4 5 0 0
工事の種類 土木一式 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 18,000×12/12=18,000 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 28,800×12/12=28,800	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 18,000×12/12=18,000 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 22,000×12/12=22,000	とびから振替あり
業種コード 3 2 0 1 1	完成工事高(千円) 0 1 2 0	元請完成工事高(千円) 0 1 2 0	完成工事高(千円) 0 3 0
工事の種類 プレストレストコンクリート 構造物工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 240 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 0×12/12=0	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 240 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 0×12/12=0	完成工事高及び元請完成工事高の振替をする場合、右余白に「〇〇(業種)から振替あり」と記入し、「別記様式第1号工事種別別完成工事高付表」を添付すること。
業種コード 3 2 0 2 0	完成工事高(千円) 0 4 5 0 0	元請完成工事高(千円) 0 3 0 0 0	完成工事高(千円) 0 6 7 0 0
工事の種類 建築一式 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 3,000×12/12=3,000 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 6,000×12/12=6,000	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 3,000×12/12=3,000 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 3,000×12/12=3,000	3年平均を選択した場合、「完成工事高計算表」「元請完成工事高計算表」の合計を2で割った金額をカラムに記入すること。
業種コード 3 2 0 9 0	完成工事高(千円) 0 7 8 0 0	元請完成工事高(千円) 0 3 2 0 0	完成工事高(千円) 0 8 9 0 0
工事の種類 管 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 9,000×12/12=9,000 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 6,600×12/12=6,600	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 2,000×12/12=2,000 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 4,400×12/12=4,400	
業種コード 3 3	完成工事高(千円) 0 2 5 0	元請完成工事高(千円) 0 2 5 0	完成工事高(千円) 0 3 7 0
工事の種類 その他 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 280×12/12=280 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 220×12/12=220	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 280×12/12=280 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 220×12/12=220	審査対象建設業以外の完成工事高について記入すること。「0円」でも記入すること。
業種コード 3 4	完成工事高(千円) 0 3 5 9 5 0	元請完成工事高(千円) 0 2 6 4 5 0	完成工事高(千円) 0 5 0 4 7 0
合計			

契約後VEに係る完成工事高の評価の特例 (1. 有 2. 無)

用紙ごとに、記載されている工事種別別完成工事高について契約後VEに係る評価の特例の利用の有無を記載すること。

※ 「直前3年の各事業年度における工事施工金額」の数値と一致させること。

様式第三号 (第二条、第十三条の二、第十三条の三関係)

直前3年の各事業年度における工事施工金額

該当するものを○で囲む。(税込・税抜/単位:千円)

事業年度	注文者の区分		許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
			(土)工事	(建)工事	工事	工事		
第22期 令和4年1月1日から 令和4年12月31日まで	元	公共	1,100	500			1,600	
	請	民間	2,200	600			2,800	
		下請		1,800			1,800	
		計					6,200	
第23期 令和5年1月1日から 令和5年12月31日まで	元	公共					1,800	
	請	民間	2,500	100			3,000	
		下請		900			900	
		計	3,500	2,200			5,700	
第24期 令和5年1月1日から 令和5年12月31日まで	元	公共	1,300	700			2,000	
	請	民間	2,400	800			3,200	
		下請	1,200	1,000			2,200	
		計	4,900	2,500			7,400	
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元	公共						
	請	民間						
		下請						
		計						
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元	公共						
	請	民間						
		下請						
		計						

【その他の建設工事】
 建設業許可を要する工事は、この欄に記入出来ません。
 軽微な工事のみ、記載可。
 (軽微な工事)
 ・建築一式は、1件の請負金額が1,500万円(税込)未満
 又は延べ面積が150平方メートルに満たない木造住宅工事
 ・上記以外は、1件の請負金額が500万円(税込)未満

別紙1の「工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高」の完成工事高の確認のため、下記の書類と照合します。

1. 「様式第三号 直前3年の各事業年度における工事施工金額(写)」
2. 「様式第二号工事経歴書(写)」
3. 審査対象事業年度分(直1)の経審受審する全ての業種に対する工事経歴書記載の請負代金上位3件分の建設工事に係る「契約書(写)」又は「注文書及び請書」(写)
4. 消費税及び地方消費税納税証明書(その1・納税額等証明書用)
5. 確定申告書等(提示)

※上記1~5の書類については、年度報告(決算期変更届)の提出の際に確認します。

財務諸表の完成工事高と一致すること。

○許可申請する業種又は許可業種を順番よく記入
 ○実績がない業種についても業種記入

(経営事項審査提出用)

(工事経歴書)
 ・振替を行う業種は、振替前の実績で提出
 例) 「とび」→「土木」に振替を行う場合は振替前の「とび」「土木」両方の工事経歴書・上位3件の契約書等を提出

工事経歴書の記載方法等

工事経歴書の記載方法及びその関連資料については以下のHPにて記載されておりますのでご確認ください。

事業年度報告書提出要領

https://www.pref.okinawa.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/027/116/fin20210927_nendohoukokusho-shusei.pdf

2 建設工事とは

〈建設工事について〉

建設工事の種類は、建設業法第2条別表において、29業種が定められています。また、その具体的な内容・例示については、建設省告示「建設業法第2条第1項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容」及び国土交通省通知「建設業許可事務ガイドラインについて」に示されています。完成工事高の分類は、これらに基づき行ってください。誤って計上した場合は、売上げを完成工事高から除き、兼業売上高への訂正が必要となり、決算変更届（年度報告）の差し替え及び経営状況分析をやり直すこととなります。

また、完成工事高の疑義がある場合（兼業売上工事高が建設業の完成工事高に含まれている等）や審査に必要な場合は、追加で契約書、注文書及び請書等を確認することがあります。

〈一式工事について〉

一式工事は総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物又は建築物を建設する工事であり、基本的には元請業者の立場で総合的にマネジメントする工事内容となっております【**下請は、土木一式 2,500 万円以上（税込）、建築一式 5,000 万円以上（税込）**】。

一式工事でない専門工事を一式工事の工事経歴書に計上している事例が多々見られますが、当該工事については、本来計上すべき専門工事の欄に計上しなければなりません（当該専門工事の許可を受けていない場合は、「その他の工事」欄に計上）。

〈解体工事について〉

解体工事は、構造物の解体・撤去が目的であり、解体後引き続き新設・改装することも含めた請負契約は建築一式工事に該当します。また、それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当します。

建築物の構造耐力上主要な部分である壁や柱等を取り壊す工事を伴う場合は解体工事となります。

アスベストの除去のみを行う場合は、建設工事には該当しませんが、請け負った工事業種と付随してアスベストの除去を行う場合は、当工事業種へ含めることができます。付随する工事業種の許可がない場合は「その他」に分類してください。

例) アスベストが断熱材として使われている建築物の解体工事のうち、断熱材とアスベスト除去工事についてのみ請け負った場合、熱絶縁工事の許可があれば、「熱絶縁」に分類します。熱絶縁の許可がなければ「その他」に分類します。

3 「完成工事高」「元請完成工事高」の欄について

経営事項審査を受けようとする業種ごとに、申請する直前の2年、または3年の各営業年度の完成工事高及び元請完成工事高を記入すること（様式第三号「直前三年の各営業年度における工事施工金額」を参照）。

なお、業種ごとや完成工事高・元請完成工事高ごとに、2年平均、3年平均をそれぞれ選択することはできません。

例. 計算基準の選択

土木一式工事2年平均、建築一式工事3年平均 → ×

土木一式工事2年平均、建築一式工事2年平均 → ○

完成工事高2年平均、元請完成工事高3年 → ×

完成工事高3年平均、元請完成工事高3年 → ○

年度報告等における消費税の免税業者の取扱について

		財務諸表	工事経歴書	直前3年の各事業年度における工事施工金額
経審を受審しない建設業者		任意	任意	任意
経審の受審を希望する建設業者	課税業者	税抜	税抜	税抜
	免税業者	税込	税込	税込

※注記事項「免税事業者につき税込」等を記入すること

※直前3年の事業年度における工事施工金額（様式第3号）について、課税年度と免税年度が混在する場合はそれぞれの事業年度ごとに「税込（免税事業者）」「税抜」を記入すること。

※建設業許可を新規で取得された方で、建設業許可のない期間の実績についても計上する場合は、それぞれの事業年度の納税証明書その1（消費税及び地方消費税の税額入）を提出する他、申請内容の確認のための提示書類が必要になりますので、事前に問い合わせください。

例) 新規設立の場合、1期、2期は免税になり3期からは基準期間の課税売り上げによる。

1期（基準期間）	2期	3期
課税売り上げが1,000万円を超えている。	⇒	課税業者
課税売り上げが1,000万円を超えていない。	⇒	免税業者

【国税庁 HP より抜粋】

消費税は、その課税期間に係る基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者は、納税の義務が免除されます。

この納税の義務が免除される事業者(以下「免税事業者」といいます。)となるか否かを判定する基準期間における課税売上高とは、個人事業者の場合は原則として前々年の課税売上高のことをいい、法人の場合は原則として前々事業年度の課税売上高のことをいいます。なお、基準期間において免税事業者であった場合には、その基準期間中の課税売上高には、消費税が含まれていませんから、基準期間における課税売上高を計算するときには税抜きの処理は行いません。

新たに設立された法人については、設立1期目及び2期目の基準期間はありませので、原則として納税義務が免除されます。

しかし、基準期間のない事業年度であってもその事業年度の開始の日における資本金の額又は出資の金額が、1,000万円以上である場合や特定新規設立法人に該当する場合は、納税義務は免除されません(※消費税の免税事業者等に関する詳しい内容をお知りになりたい方は、管轄の税務署までお問い合わせください)。

国土交通大臣が交付する「外国子会社並びに建設業者及び外国子会社についての数値の認定書」を有する場合は、認定書の数値を種類別完成工事高に合算した額を記入すること。

4 「完成工事高」「元請完成工事高」の業種間「振替」について

審査対象建設業が「一式工事業」(土木工事業又は建築工事業)である場合、許可を受けている建設業のうち一式工事業以外の建設業(審査対象建設業として申出をしている建設業を除く。)に係る建設工事の年間平均完成工事高を、その内容に応じて当該一式工事業のいずれかの年間平均完成工事高に含める(振替)ことができます。

審査対象建設業が一式工事業以外の建設業である場合においては、許可を受けた建設業のうち一式工事業以外の建設業(審査対象建設業として申出をしている建設業を除く。)に係る建設工事の完成工事高を、その建設工事の性質に応じて当該一式工事業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高に含める(振替)ことができます。

〈完成工事高を振り替える場合〉

申請書余白に「〇〇(業種名)から振替あり」と記入し、「別記様式第1号工事種類別完成工事高付表」を添付すること。

〈注意事項〉

- ・振替先及び振替先の業種には申請対象年において許可及び実績があることが必要です。
- ・特定の事業年度のみ振替を行うことはできません。
- ・振替を行った業種(振替元)は、経営事項審査を受けることができません。

(工事内容により振替ができない工事を振替元に残して、又は振替元の完成工事高を0として振替元の経営事項審査を受けることはできません。)

※工事経歴書は、振替前の建設工事の種類ごとに分けて作成してください。

専門工事から一式工事へ振り替える場合は、実際の工事内容を元に、土木工作物の建設に関連する工事は土木一式に、建築物に関連する工事は建築一式に算入してください。

振替先		← 振替元
一式工事	土木一式	とび・土工・コンクリート、石、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、舗装、しゅんせつ、水道施設工、解体(土木工作物解体工事)
	建築一式	大工、左官、とび・土工・コンクリート、屋根、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、建具、解体(建築物解体工事)
専門工事	電気工事	⇔ 電気通信工事
	管工事	⇔ 消防施設工事、水道施設工事

とび・土工・コンクリート工事については、当該工事の内容が土木工作物、または建築物のいずれかに係る建設工事であるかによって、次のとおり完成工事高を振り替えることができます。その際、内容の確認のため、工事経歴書（直1～直2又は直1～直3）を添付してください。

とび・土工・コンクリート工事（例示）

振替先	← 振替元	
	区分	工事内容
土木一式	くい打ち工事	くい工事、くい打ち工事、場所打ぐい工事、くい抜き工事
	コンクリート工事	コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート構造物工事、テトラポット工事、コンクリートブロック据付け工事、
	法面工事	地すべり防止工事、吹付け工事
	土工事・他	土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事、石工事、外構工事、はつり工事、土留め工事、擁壁工事、仮締切り工事
建築一式	とび工事	とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、鉄骨組立て工事、重量物の揚量運搬配置工事、
土木一式	道路付属物設置工事	ガードレール工事、カーブミラー工事、交通標識設置工事
	土工事・他	フェンス設置工事

1 件の契約を、2 以上の業種に計上できません。

大工工事	建築一式工事	×
	大工工事	×

※振替を行う場合、工事経歴書・上位3件の契約書等は、振替前の実績で作成する必要があります（振替元、振替先ともに作成）。

別記様式第1号

工事種類別完成工事高付表

【記入例】

申請者 県庁組(株)

審査対象建設業	左に含める完成工事高
(審査対象事業年度) 令和6年7月～令和7年6月	(審査対象事業年度) 令和6年7月～令和7年6月
土木一式工事 90,000 千円 うち元請 75,000 千円	土木一式工事 70,000 千円 とび・土工・コンクリート工事 20,000 千円 うち元請 5,000 千円
(前審査対象事業年度) 令和5年7月～令和6年6月	(前審査対象事業年度) 令和5年7月～令和6年6月
土木一式工事 75,000 千円 うち元請 65,000 千円	土木一式工事 60,000 千円 とび・土工・コンクリート工事 15,000 千円 うち元請 5,000 千円
(前々審査対象事業年度) 令和4年7月～令和5年6月	(前々審査対象事業年度) 令和4年7月～令和5年6月
土木一式工事 80,000 千円 うち元請 70,000 千円	土木一式工事 70,000 千円 とび・土工・コンクリート工事 10,000 千円 うち元請 0 千円

注) 申請者のうち次の申出をしようとする者については、その申出の額をそのまま審査対象建設業ごとに記載すること。

- (1) 一式工事業に係る建設工事の完成工事高を一式工事業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高に加えて申し出ようとする者
- (2) 一式工事業以外の建設業に係る完成工事高についても(1)と同様の方法により計算して申し出ようとする者